

各有料老人ホーム 施設長

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

有料老人ホームに係る事故報告書の提出方法の変更について（通知）

有料老人ホームに係る事故報告書の福岡市への提出方法について、下記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。今後は原則、福岡市電子申請システムにて報告をお願いいたします。

報告書の提出方法については下記 1 をご参照ください。福祉局事業者指導課への電子メール等による提出は不要となりますので、ご注意ください。

なお、本変更に伴い、「福岡市有料老人ホーム事故報告要領」の改正を行っております（「9 報告書及び作成方法」部分）のでご確認ください。

1 提出方法

- （1）市ホームページ、下記 URL またはコードから、電子申請システムにアクセスする。
- （2）ログインし、事故報告書をアップロードする（1 度に 5 件まで報告書のアップロードが可能）。事故報告の詳細を別途作成している場合は、当該資料もアップロードしてください。

2 電子申請システム URL、コード

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/apply-procedure-alias/jikohoukoku-yuuryou>



電子申請システム

3 送付資料

- （1）福岡市有料老人ホーム事故報告要領新旧対照表（令和 6 年 8 月 1 日施行）
- （2）（改正後全文）福岡市有料老人ホーム事故報告要領

【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1
福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課
施設指導係 TEL：092-711-4319